

議案第 6 9 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 3 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

適用区域として入間町周辺地区整備計画区域を加えるとともに当該区域内における建築物の制限について定めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

11	平成26年調布市告示第277号に定める調布都市計画入間町周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「入間町周辺地区整備計画区域」という。）
----	--

別表第2に次の1表を加える。

11 入間町周辺地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
緑地保全地区	建築してはならない建築物 市長が公益上又は管理上必要と認める建築物以外の建築物	—	—	—	—	—	—	—	—
緑住調和地区	—	10分の15	—	5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 入間町周辺地区地区計画計画図2（以下「入間町計画図2」という。）に表示する1号壁面は、道路境界線から2メートル以上 2 入間町計画図2に表	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。） は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの	—	—	—

				示する2号壁面は、その他の公共空地（緑道をいう。）の境界線から4メートル以上	真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたものと25メートルとのいずれか低い高さ以下とする。		
				3 入間町計画図2に表示する3号壁面は、隣地境界線から2メートル以上			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。